

第 2 3 期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時

場 所

東京都中央区日本橋2丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 4階 ルームC・D・E

※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
くださいますよう、お願い申し上げます。

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬
決定の件



イーレックス株式会社

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第23期定時株主総会を、2021年6月22日
(火曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知
をお届けいたします。

第23期の事業の概況及び株主総会の議案につき
ご説明申し上げますので、ご覧くださいますよう、
お願い申し上げます。

代表取締役社長

本 名 均



目次

第23期定時株主総会招集ご通知 1 (提供書面)	株主総会参考書類
事業報告 5	第1号議案 剰余金処分の件 33
連結計算書類 23	第2号議案 取締役8名選任の件 34
計算書類 25	第3号議案 監査役1名選任の件 39
監査報告 27	第4号議案 取締役(社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の割当ての ための報酬決定の件 40

証券コード 9517
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号
イーレックス株式会社
代表取締役社長 本 名 均

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（4頁）をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

なお、当社は、インターネットによる議決権行使をお勧めしております。書面による議決権行使の場合には、郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性がありますので、十分に余裕をもってご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月22日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋2丁目7番1号 東京日本橋タワー
バルサール東京日本橋 4階 ルームC・D・E |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第23期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
2. 第23期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役8名選任の件

第3号議案

監査役1名選任の件

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次の書類につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.erex.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には含まれておりません。
- ① 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 個別注記表
- したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査した対象の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.erex.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

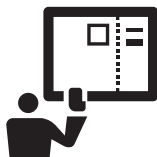
【事前の議決権行使のご推奨】

- ・本年は、感染拡大防止の観点から、本招集ご通知に同封の議決権行使書の郵送、若しくはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・株主総会当日の議事につきましては、後日（6月25日頃を予定）、インターネット上の当社IRサイト（<http://www.erex.co.jp/ir/>）から動画で、ご覧いただけます。

【株主総会当日について】

- ・当社役員及び運営スタッフは、あらかじめ検温を実施し、体調を十分確認したうえで参加いたしますとともに、マスクを着用し対応させていただきます。
- ・当日ご出席される株主の皆さまは、健康状態に十分ご留意いただき、体調などにご不安がある場合は、ご無理をなされないようお願いいたします。
- ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液の使用、体温確認などにご協力ください。
- ・37度以上の発熱が確認された株主さまや、体調不良とお見受けする株主さまには、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染防止のため、座席の間隔を広げております。そのため、座席数が減少しており、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・ご滞在時間短縮化のため、効率的な議事進行を図ってまいります。

今後、株主総会の運営方法に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.erex.co.jp>）にてお知らせしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

下記の案内に従って、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○●○○○○○○○ 株主総会日 議決権の数 XX 股 ××××年×月×日 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table> 投票日現在のご所有株式数 XX 株 議決権の数 XX 股 QRコードをここに貼る ログイン用QRコード 見本 ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX パスワード XXXXXXXX			

○●○○○○○

⇒こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

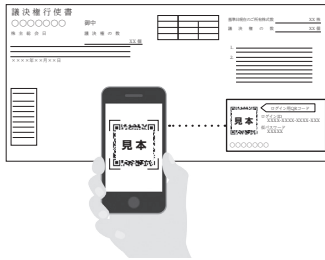
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

(提供書面)

事業報告

(2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の中、度重なる緊急事態宣言が発令されており、経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況のもとではありますが、当社グループでは、政府の打ち出したいわゆる「2050年カーボンニュートラル宣言」と「グリーン成長戦略」等により、電力需要は大幅に増加していくものと考えております。また、再生可能エネルギー由来の電力調達は、RE100*への参加企業等のみならず、その企業のサプライチェーンに関連する多くの企業にとっても重要課題となる等、産業界における環境意識への高まりは一層加速しております。

当社グループでは、「～持続可能な社会実現のために～ 再生可能エネルギーをコアに電力新時代の先駆者になる」という2030年ビジョンのもと、再生可能エネルギーを基軸に事業の成長を図ってまいります。

電力小売事業につきましては、当社グループの販売子会社エバーグリーン・マーケティング株式会社及びエバーグリーン・リテイリング株式会社を中心に販売を推進し、各種キャンペーンによる販売強化等により、販売電力量は計画を達成しております。高圧分野では企業からの料金見直しの提案、CO2フリープランの引き合い等が増加したことにより、販売電力量は約2,338百万kWh（前年比+26.3%）となりました。低圧分野では、新規アライアンス先の獲得、主要販売パートナーの営業強化、ティーダッシュ合同会社（旧：ズームエナジージャパン合同会社）の子会社化等により、販売電力量は約1,025百万kWh（前年比+33.4%）と概ね計画通り推移しました。また、電力供給施設件数も、約233,000件（前年比+88,000件）と増加しております。

発電事業につきましては、土佐バイオマス発電所、佐伯バイオマス発電所、大船渡バイオマス発電所は年間を通じて順調に稼働しました。豊前バイオマス発電所は、概ね計画を達成し、収益に貢献しました。また、中城バイオマス発電所は、2021年7月中旬の営業運転に向けて順調に建設を進めております。加えて、カンボジアにおける水力発電プロジェクトについても本体工事の着工に向け準備を進めております。

燃料事業につきましては、PKS（パーム椰子殻）の価格高騰があったものの、マレーシアにおけるJV等の活用により、安定かつ低廉な燃料調達を図っております。今後も、バランスの取れた調達ポート

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

フォリオ構築を図りながら、より強固なサプライチェーンの確立を目指してまいります。

トレーディング事業につきましては、従来より自社電源と相対電源を中心に市場取引を組み合わせることで安定調達を図ってきておりますが、今冬の寒波による需要増、LNG火力発電所の出力低下等に伴う卸電力取引所価格の高騰に対しては、事前に相対電源を積増す等の施策により対応いたしました。

販売費及び一般管理費については、引き続き効率化を図っておりますが、販売電力量の増加、業容拡大等に伴い、計画より増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における連結経営成績につきましては、売上高は141,885百万円(前年比+60.1%)、一方、売上原価は117,321百万円(同+60.9%)となり、売上総利益は24,564百万円(同+56.3%)となりました。販売費及び一般管理費は8,844百万円(同+36.8%)となり、営業利益は15,720百万円(同+70.0%)、経常利益は14,852百万円(同+69.5%)、親会社株主に帰属する当期純利益は6,285百万円(同+39.2%)となりました。

※RE100：事業活動で消費するエネルギーを、100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアチブを指します。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,617百万円であり、主なものは当社における坂出林田バイオマス発電所（仮称）の発電設備建設及び連結子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社の発電設備建設であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金及び投資資金に充当するため、金融機関からの借入並びに第三者割当による新株予約権の発行及び行使により21,544百万円を調達いたしました。また、当社は、機動的かつ安定的な資金調達のために、金融機関との間で総額32,797百万円のコミットメントライン契約及び12,200百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 重要な組織再編の状況

当連結会計年度において、ズームエナジージャパン合同会社の全持分を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、同社は、2020年10月1日付で商号をティーダッシュ合同会社に変更しております。

また、当連結会計年度において、エバーグリーン・マーケティング株式会社は、同社を株式交換完全親会社、イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しております。なお、2020年7月1日付でイーレックス・スパーク・マーケティング株式会社は、商号をエバーグリーン・リテイリング株式会社に変更しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2018年3月期)	第 21 期 (2019年3月期)	第 22 期 (2020年3月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	46,948	65,827	88,639	141,885
経常利益 (百万円)	4,540	4,298	8,764	14,852
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,038	2,764	4,515	6,285
1株当たり当期純利益 (円)	60.32	54.64	89.03	116.29
総資産 (百万円)	54,377	75,024	104,780	127,879
純資産 (百万円)	17,857	25,824	34,262	54,496
1株当たり純資産 (円)	282.89	384.03	513.95	747.48

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2018年3月期)	第 21 期 (2019年3月期)	第 22 期 (2020年3月期)	第 23 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	40,284	58,300	61,710	88,526
経常利益 (百万円)	1,012	2,285	89	△484
当期純利益 (百万円)	685	1,619	△143	△807
1株当たり当期純利益 (円)	13.61	32.01	△2.84	△14.94
総資産 (百万円)	31,389	37,875	42,882	76,608
純資産 (百万円)	15,347	16,528	16,656	27,390
1株当たり純資産 (円)	303.63	326.63	327.43	464.48

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
イーレックスニューエナジー株式会社	10	100.00	PKSを使用した バイオマス発電
イーレックスニューエナジー佐伯株式会社	2,450	70.00	PKSを使用した バイオマス発電
豊前ニューエナジー合同会社	1	65.00	PKS等を使用した バイオマス発電
沖縄うるまニューエナジー株式会社	1,855	44.78	PKS等を使用した バイオマス発電
エバーグリーン・リテイリング株式会社	468	77.26	電力小売
エバーグリーン・マーケティング株式会社	504	77.26	電力小売
株式会社沖縄ガスニューパワー	150	60.00	電力小売
ティーダッシュ合同会社	10	100.00	電力小売
EREX SINGAPORE PTE. LTD.	5,000千米ドル	100.00	燃料調達
STRAITS GREEN ENERGY SDN. BHD.	6,188千リンギット	65.00	燃料調達
STRAITS GREEN ENERGY PTE. LTD.	1千米ドル	65.00	燃料調達
佐伯バイオマスセンター株式会社	10	100.00	倉庫業
豊前バイオマスセンター株式会社	20	100.00	倉庫業
イーレックス・ビジネスサービス合同会社	1	100.00	事務業務受託
EREX (CAMBODIA) CO., LTD.	12億リエル	100.00	水力発電プロジェクト の統括・推進

(注1) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(注2) 2020年4月1日付でEREX SINGAPORE PTE. LTD.は、STRAITS GREEN ENERGY PTE. LTD.の株式を追加取得し、同社は連結子会社となりました。これに伴い、同社の子会社であるSTRAITS GREEN ENERGY SDN. BHD.も連結子会社となっております。

(注3) 2020年6月24日付でズームエナジージャパン合同会社の全持分を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、同社は、2020年10月1日付で商号をティーダッシュ合同会社に変更しております。

(注4) 2020年7月1日付でエバーグリーン・マーケティング株式会社は、同社を株式交換完全親会社、イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しております。

(注5) 2020年7月1日付でイーレックス・スパーク・マーケティング株式会社は、商号をエバーグリーン・リテイリング株式会社に変更しております。

(注6) 2020年11月10日付でEREX (CAMBODIA) CO., LTD.を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境については、国内外で低炭素社会への移行の動きが加速しており、こうした状況のもと、当社グループは2020年2月新たに2030年ビジョンとして、「再生可能エネルギーをコアに電力新時代の先駆者になる」を策定いたしました。

本ビジョンに基づき、業界や国境の垣根を超えて手を携える「共創」、そして信頼と協力のもと、コロナ禍の厳しい状況においても、上流から下流まで一貫した電力事業（電力小売事業、発電事業、燃料事業）の事業基盤を一層強化し、成長を目指してまいります。

（電力小売事業）

販売子会社のエバーグリーン・マーケティング株式会社及びエバーグリーン・リテイリング株式会社を中核として、お客さまに対し多様な新サービス、料金プラン及び付加価値サービスを開発、提供してまいります。また、従来からの強固な販売ネットワークを活用するとともに、脱炭素を志向する環境意識の高い企業との協業等により、小売事業の拡充を図ります。さらに新規販売パートナーの開拓や、M&Aの積極的な推進等により、顧客数の拡大を目指します。

（発電事業）

土佐・佐伯の両バイオマス発電所の安定稼働を継続させるとともに、2020年1月に新たに運転開始した豊前・大船渡の両バイオマス発電所についても安定稼働に注力してまいります。さらに、中城バイオマス発電所は2021年7月の運転開始を目指して工事を進めてまいります。また、香川県坂出市において計画中の坂出林田バイオマス発電所（仮称）については、環境アセスメントを実施中であり、稼働中、建設中及び計画中の6発電所は、すべて固定価格買取制度(FIT制度)が適用され、安定稼働による収益への着実な貢献を目指します。また、世界最大級のNon-FIT大型バイオマス発電所については、2021年2月に環境アセスメントの手続きを開始し、あわせて燃料の確保を進めております。さらに、当社グループ初の海外発電事業となる、カンボジアにおける水力発電プロジェクトにおいては、本体工事の着工に向けて、現在準備を進めております。同国のエネルギー問題の解決と低炭素社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。今後とも当社グループは、国内外の再生可能エネルギー市場においても着実に発電事業の拡大を図ってまいります。

（燃料事業）

バイオマス燃料(PKS、木質ペレット)については、従来の商社からの調達に加え、当社自らインドネシア・マレーシア両国サプライヤーからの調達を開始しており、更に拡充を図ってまいります。また、燃料調達における、サプライチェーン全体の一層の充実と強化を図り、自社発電所向けを主体とした調達量の拡大に、調達ソースの多様化、広域化により対応してまいります。Non-FIT大型バイオマス発電所計画及び他社の低効率石炭火力発電所の混焼用途を視野に入れて、新燃料の開発を進めてまいります。さらに、当社グループは、持続的にバイオマス燃料を確保するため、サプライチェーンをカバーする各種認証の取得に積極的に取組んでまいります。今後とも当社グループは、バイオマス発電のリーディングカンパニーとして、着実に燃料事業の拡大を図ってまいります。

(トレーディング事業)

当社グループは、電力小売需要に合わせて、自社電源と相対電源に卸電力取引所からの調達を組み合わせ、安定的かつ競争力のある電力調達を図ることを基本としております。すでに導入されたベアスロッド市場、容量市場に加え、本年4月からは需給調整市場も開始されております。今後、再生可能エネルギーの拡大、市場統合により、需給調整の重要性が増すことから、トレーディング機能の強化、高度化を図ってまいります。

(海外事業)

当社グループは、2019年にグループ初の海外発電事業となる、カンボジアにおける水力発電プロジェクトに参画しました。現在、同プロジェクトは本体工事の着工に向けて準備を進めております。また、バイオマス燃料の開発を契機に、ベトナムでは、地産地消の小型バイオマス発電所建設計画も進めております。

アジア各国でも地球温暖化への対応は喫緊の課題となっており、再生可能エネルギー導入への関心が急速に高まっています。当社グループは、海外における再生可能エネルギー事業についても積極的に推進を図り、アジア各国におけるエネルギー問題の解決と低炭素社会の実現に貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、電力事業を電力小売、発電、燃料調達と上流から下流まで一貫して営んでおります。

① 電力小売事業

当社グループでは、全国のオフィスビル、工場、病院等の大規模施設及び一般家庭や小規模工場等を中心とした消費者への電力供給（電力小売）を行っております。連結子会社の発電所や民間の一般電力会社等から調達した電力及び卸電力取引所との間で行う市場取引により調達した電力を、一般送配電事業者が有する送電網を用いて販売しております。

顧客開拓及び販売ルートの拡充については、強固な顧客基盤を有する様々な業種の販売パートナーとの協業により営業活動を展開するという独自の戦略をとり、全国で効率的かつ強力な営業活動を行っております。

2019年3月末に設立した東京電力エナジーパートナー株式会社との共同出資会社エバーグリーン・マーケティング株式会社では、省エネ・省コストに資する付加価値サービスや再生可能エネルギー電源による環境価値等を付加した電気の販売等を行ってまいります。また、脱炭素を志向する等の環境意識が高い企業とのアライアンスを通して、CO2フリー電力の販売を拡大し、脱炭素社会の実現を先導してまいります。

② 発電事業

当社グループの発電所は、FIT制度のもとでPKSを主燃料としたバイオマス発電を行っており、土佐、佐伯、豊前及び大船渡の4バイオマス発電所は安定稼働を継続しております。また、建設中の中城バイオマス発電所も、営業運転開始に向けて準備を進めているほか、坂出林田バイオマス発電所（仮

称)においても、建設に向け環境アセスメントを実施中であります。さらに、我が国初となるNon-FIT大型バイオマス発電所の実現に向けて、環境アセスメントを実施するとともに、燃料の選定等を行っております。

なお、当社における再生可能エネルギーの発電出力は、現在稼働中の4バイオマス発電所の出力約220MWに、上記の建設中、計画中の発電所出力を合わせると約644MWの規模となります。

③ 燃料事業

従来の商社からの調達と併せ、シンガポールにある連結子会社EREX SINGAPORE PTE. LTD.を基幹拠点として、インドネシア、マレーシア両国の現地サプライヤーとの交渉により自社調達を行っており、品質と価格のバランスに優れたバイオマス燃料の安定調達に努めております。現地に備蓄拠点を建設し、自社調達の拡充を図りつつ、調達した燃料は、当社グループの各発電所で使用することに加え、外部への販売も行っております。また、検討中のNon-FIT大型バイオマス発電所向け燃料として、潤沢な賦存量かつ価格競争力のある新燃料（ニューソルガム）の開発にも取り組んでおります。

④ トレーディング事業

電力小売に係る需要量は、季節や時間帯等により変動するため、電力の供給量もそれに合わせて調整する必要があります。当社グループは、グループ内の発電所及び相対契約による他社電源からの調達を中心に卸電力取引所からの調達を柔軟に組み合わせ、安定かつ低廉な電力調達を行っております。

⑤ 海外事業

現在は、カンボジアにおいて当社初の海外プロジェクトとして出力80MWの水力発電プロジェクトを推進しております。また、新燃料の開発を契機として、ベトナム・フィリピン等においてバイオマス発電事業に取り組むことも検討しており、アジア各国において再生可能エネルギーの開発を進めてまいります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社

イーレックスニューエナジー株式会社	本社（東京都中央区）、 土佐バイオマス発電所（高知県高知市）
イーレックスニューエナジー佐伯株式会社	本社（東京都中央区）、 佐伯バイオマス発電所（大分県佐伯市）
豊前ニューエナジー合同会社	本社、豊前バイオマス発電所（福岡県 豊前市）
沖縄うるまニューエナジー株式会社	本社、中城バイオマス発電所（沖縄県 うるま市）
エバーグリーン・リテイリング株式会社	本社（東京都中央区）
エバーグリーン・マーケティング株式会社	本社（東京都中央区）
株式会社沖縄ガスニューパワー	本社（沖縄県那覇市）
ティーダッシュ合同会社	本社（東京都中央区）
EREX SINGAPORE PTE. LTD.	本社（シンガポール）
STRAITS GREEN ENERGY SDN. BHD.	本社（マレーシア）
STRAITS GREEN ENERGY PTE. LTD.	本社（シンガポール）
佐伯バイオマスセンター株式会社	本社（東京都中央区）
豊前バイオマスセンター株式会社	本社（東京都中央区）
イーレックス・ビジネスサービス合同会社	本社（東京都中央区）
EREX (CAMBODIA) CO., LTD.	本社（カンボジア）

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
213名	31名増	44.6歳	4.0年

(注1) 使用人数は就業人員であり、企業集団外からの出向受入者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。

(注2) 臨時雇用者数は、上記使用人数に含まれております。なお、臨時雇用者はパートタイマー及び契約社員であります。

(注3) 使用人数の増加は、主にティーダッシュ合同会社の持分を取得し、連結子会社化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
119名	9名増	42.7歳	4.7年

(注1) 使用人数は、就業人員であり、企業集団外からの出向受入者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。

(注2) 臨時雇用者数は、上記使用人数に含まれております。なお、臨時雇用者は契約社員であります。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百 万 円)
シンジケートローン	27,897
沖縄振興開発金融公庫	10,000
株式会社日本政策金融公庫	785

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資等によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 163,572,000株
- ② 発行済株式の総数 59,145,200株（うち自己株式 2,165株）
- ③ 株主数 11,029名
- ④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
光通信株式会社	5,052,900	8.54
株式会社 U H P a r t n e r s 2	5,052,900	8.54
K I S C O 株式会社	4,658,976	7.87
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,455,300	7.53
上田八木短資株式会社	3,435,000	5.80
阪和興業株式会社	3,249,000	5.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,574,600	4.35
住友不動産株式会社	2,488,000	4.20
C B C 株式会社	2,422,278	4.09
太平洋セメント株式会社	2,190,000	3.70

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託が保有する当社株式（173,550株）を含んでおりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- ア. 当社は、2016年6月24日開催の第18期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、非常勤取締役及び国外居住者を除く）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の中長期的な業績との連動性が高い報酬制度（業績連動型株式報酬制度）の導入を決議し、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しております。なお、当事業年度末において役員報酬BIP信託の信託口が保有する株式数は、173,550株であります。
- イ. 当社は、2020年9月7日開催の取締役会決議に基づき、SMBC日興証券株式会社及びみずほ証券株式会を割当先とする行使価額修正条項付新株予約権を発行し、当該割当先は同年12月18日までに発行した全ての新株予約権を行使しました。この結果、当社の発行済株式の総数は、8,000,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2014年3月27日
新株予約権の総数		321個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 963,000株 (新株予約権1個につき3,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しません。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 669,000円 (1株当たり 223円)
権利行使期間		2016年3月28日から2024年3月27日まで
行使の条件		権利行使の条件は以下のとおりであります。 ①新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、その他これらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。 ②新株予約権の相続人は、新株予約権を行使することができません。 ③その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した割当契約に定めるところによります。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 54個
		目的となる株式数 162,000株
		保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株
		保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株
		保有者数 一名

(注) 2017年3月7日付で株式分割(1株を3株に分割)を行ったため、新株予約権の目的となる株式の種類と数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及び役員の保有状況における新株予約権の目的となる株式数をそれぞれ読み替えて記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、2020年9月7日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権を発行し、割当先は発行した全ての新株予約権を行使済みであります。

	第3回新株予約権
割当日	2020年9月23日
新株予約権の総数	80,000個
発行価額	新株予約権1個につき353円
当該発行による潜在株式数	潜在株式数：8,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額においても、潜在株式数は8,000,000株であります。
行使価額及び行使価額の修正条件	当初の行使価額 1,268円 下限行使価額 888円 行使価額は、2020年9月24日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われ、かつ当該行使に際して払込をなすべき額の全額が入金された日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額となります。
割当先及び割当方法	S M B C日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対する第三者割当方式であり、それぞれ次のとおり新株予約権を割り当てました。 S M B C日興証券 56,000個 みずほ証券 24,000個
資金使途	カンボジアの水力発電における投融資、大型バイオマス発電所建設に係る開発、電力小売事業におけるM&Aの投資資金に係る借入金返済、将来の燃料事業及び発電事業における投融資に係る資金
権利行使期間	2020年9月24日から2022年9月30日まで
当事業年度末日までに権利行使された新株予約権の累計個数	80,000個
当事業年度末日における新株予約権に係る累計の交付株式数	8,000,000株
当事業年度末日までに行使された新株予約権に係る平均行使価額	1,475円
資金調達額(差引手取額)	11,800百万円

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本 名 均	イーレックスニューエナジー株式会社 取締役 沖縄うるまニューエナジー株式会社 代表取締役社長
専 務 取 締 役	水 野 孝 則	イーレックスニューエナジー株式会社 代表取締役社長 イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 代表取締役社長 豊前ニューエナジー合同会社 職務執行者 沖縄うるまニューエナジー株式会社 取締役
常 務 取 締 役	竹 股 邦 治	株式会社内田洋行 社外取締役
常 務 取 締 役	安 永 崇 伸	株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役 EREX (CAMBODIA) CO., LTD. 取締役 [取締役会議長]
取 締 役	斉 藤 靖	株式会社沖縄ガスニューパワー 取締役 ティーダッシュ合同会社 職務執行者
取 締 役	田 中 稔 道	エバーグリーン・マーケティング株式会社 代表取締役社長 エバーグリーン・リテイリング株式会社 代表取締役社長 株式会社沖縄ガスニューパワー 取締役
取 締 役	角 田 知 紀	佐伯バイオマスセンター株式会社 代表取締役社長 豊前バイオマスセンター株式会社 代表取締役社長 EREX SINGAPORE PTE.LTD. 取締役
社 外 取 締 役	田 村 信	株式会社四条 代表取締役社長
社 外 取 締 役	守 田 道 明	－
社 外 取 締 役	木 村 滋	東亜石油株式会社 社外取締役（監査等委員）
常 勤 社 外 監 査 役	立 木 恒 雄	エバーグリーン・マーケティング株式会社 監査役 エバーグリーン・リテイリング株式会社 監査役
社 外 監 査 役	長 内 透	日短キャピタルグループ株式会社 取締役 日短エフエックス株式会社 社外監査役 日短マネーマークッツ株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役	古 城 誠	－

（注1）社外監査役 長内 透氏は、長年、日短キャピタルグループ株式会社の財務・経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注2）当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注3）2020年6月29日開催の第22期定時株主総会の終結の時をもって、山田 真氏は監査役を辞任いたしました。

（注4）2020年6月29日開催の第22期定時株主総会において、古城 誠氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

役員全員は、当該保険契約の被保険者であり、保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月3日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、業務執行を行う取締役の報酬は、(i)固定報酬としての基本報酬、(ii)事業年度の業績目標に向けて着実に成果を積み上げるための短期インセンティブ報酬である賞与、及び(iii)中長期的な企業・株主価値の向上を目指した経営を推進するための中長期インセンティブ報酬としてB I P信託(BIP: Board Incentive Plan、以下「B I P信託」といいます)を用いた業績連動型の株式報酬により構成され、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬及び賞与により構成されるものとします。

(イ) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社業績、同業他社の水準等を総合的に勘案した上で、社内／外の別及び役位毎に基礎報酬額を設定し、これに代表取締役社長と人事担当取締役間で協議の上、決定した前事業年度の個人別業績を反映して、個人別の固定報酬の額を決定するものとします。

- (ウ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、業績指標を反映した現金報酬である賞与と、B I P 信託に基づく業績連動型の株式報酬により構成されるものとします。

賞与については、前事業年度に業績目標として掲げた連結経常利益の達成度合及び前事業年度の個人別業績等に基づき、基本報酬額の0%～100%の範囲内で決定された額を毎年一定の時期に支給します。

B I P 信託に基づく業績連動型の株式報酬は、2017年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度を対象として取締役の退任時（取締役が在任中に死亡した場合又は海外赴任により国外居住者となることが決定した場合は当該時点）に、各事業年度の役位及び会社業績に応じて毎年一定の時期に付与されるポイントの累計数に応じて、当社株式を役員報酬として交付します。なお、退任時に交付する当社株式の半数は現金に換価して支給します。

各事業年度におけるポイントの付与及び退任時の当社株式等の交付は、取締役会決議により制定された株式交付規程に基づき行われます。各取締役に付与されるポイント数は、役位に応じたポイント数に、各事業年度における前事業年度に業績目標として掲げた連結経常利益に対する達成度に応じて80%～130%の間で定められた割合を乗じた数とし、毎年一定の時期に付与されます。

- (エ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成とします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、役員の区分に応じて以下のとおりとしますが、会社業績等に応じ業績報酬が変動するため、各事業年度における当該比率は、記載のとおり変動することが想定されます。

区分	基本報酬	賞与	株式報酬
取締役	40～100%	0～40%	0～20%
社外取締役	70～100%	0～30%	—

※基本報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んで比率を表示しております。

- (オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定（基本報酬、賞与及び株式報酬）については、上記方針に則り算定されることを前提に、取締役会において個人別の最終的な配分額の決定について代表取締役社長に委任することの承認を求めるものとします。

イ．当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	405 (38)	238 (31)	166 (7)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	31 (31)	23 (23)	7 (7)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	436 (70)	262 (54)	174 (15)	14 (7)

(注1) 上表には、2020年6月29日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(注2) 業績連動報酬は、現金報酬である賞与と、B I P 信託に基づく業績連動型の株式報酬により構成されており、当該報酬に係る業績指標は連結経常利益であります。2020年5月13日に発表した連結業績予想における連結経常利益に対し、当連結事業年度の連結経常利益は、75%増となりました。業績指標として連結経常利益を選定した理由は、企業活動で得た利益のみが反映された値であり、当社グループの経営状態等を最も把握し易いと判断したためであります。なお、算定方法に関しては、前記「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

(注3) 非金銭報酬はありません。

(注4) 取締役の報酬限度額は、2014年1月16日開催の臨時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）であります。また、当該報酬限度額とは別枠で、2016年6月24日開催の第18期定時株主総会において業績連動型の株式報酬制度を導入し、当該制度に基づき当社が拠出する金員を5事業年度ごとに合計250百万円以内（ただし、社外取締役、非常勤取締役及び国外居住者を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点における当該制度の対象となる取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）であります。

(注5) 監査役の報酬限度額は、2014年1月16日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）であります。

(注6) 取締役会は、代表取締役社長 本名 均氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰すると共に業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の業績に係る評価を行う者として代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社の間で、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 田村 信	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席いたしました。長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 守田 道明	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席いたしました。長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 木村 滋	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席いたしました。長年の電力業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 立木 恒雄	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。長年、商社の経営に携わられた経験と、燃料分野における幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 長内 透	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。長年、金融会社の経営に携わられた経験と、財務及び会計に関する豊富な知識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 古城 誠	2020年6月29日の就任以降、当事業年度開催の取締役会11回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。複数の大学において長年、法学の教授を務めた経験と、経済産業省におけるエネルギー関連委員としての経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 P w Cあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

ア. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬額

48百万円

イ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

67百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記ア. の金額は合計額で記載しております。

(注2) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、投資・会計・税務全般に関して、会計監査人により助言・指導を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	55,049	流動負債	29,964
現金及び預金	31,700	買掛金	9,144
売掛金	11,646	短期借入金	5,400
原材料及び貯蔵品	1,440	1年内返済予定の 長期借入金	5,559
関係会社短期貸付金	1,184	未払金	3,892
未収入金	6,744	未払法人税等	4,206
未収消費税等	1,139	賞与引当金	139
その他	1,199	その他	1,622
貸倒引当金	△6	固定負債	43,417
固定資産	72,830	長期借入金	36,710
有形固定資産	54,584	退職給付に係る負債	119
建物及び構築物	6,740	資産除去債務	4,003
機械装置及び運搬具	32,644	繰延税金負債	1,557
土地	747	役員報酬BIP信託引当金	155
建設仮勘定	14,345	デリバティブ債務	614
その他	106	その他	256
無形固定資産	4,015	負債合計	73,382
のれん	2,189	(純資産の部)	
ソフトウエア	580	株主資本	41,015
その他	1,245	資本金	11,137
投資その他の資産	14,229	資本剰余金	10,133
投資有価証券	2,738	利益剰余金	19,899
関係会社株式	2,271	自己株式	△155
繰延税金資産	1,002	その他の包括利益累計額	3,062
長期前払費用	996	その他有価証券評価差額金	23
敷金及び保証金	2,955	繰延ヘッジ損益	3,024
デリバティブ債権	4,226	為替換算調整勘定	15
その他	285	非支配株主持分	10,418
貸倒引当金	△246	純資産合計	54,496
資産合計	127,879	負債・純資産合計	127,879

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

連結損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		141,885
売上原価		117,321
売上総利益		24,564
販売費及び一般管理費		8,844
営業利益		15,720
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	26	
持分法による投資利益	301	
その他	28	367
営業外費用		
支払利息	500	
支払手数料	24	
為替差損	14	
固定資産除却損	68	
デリバティブ損失	618	
その他	8	1,235
経常利益		14,852
特別損失		
減損損失	1,289	1,289
税金等調整前当期純利益		13,563
法人税、住民税及び事業税	4,911	
法人税等調整額	△353	4,558
当期純利益		9,005
非支配株主に帰属する当期純利益		2,719
親会社株主に帰属する当期純利益		6,285

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,114	流動負債	45,685
現金及び預金	22,222	買掛金	9,414
売掛金	11,589	短期借入金	5,400
前払費用	52	1年内返済予定の 長期借入金	1,174
未収入金	7,005	未払金	1,086
未収消費税等	872	未払法人税等	29
関係会社短期貸付金	1,534	関係会社預り金	28,364
その他	4,837	賞与引当金	85
固定資産	28,493	その他	130
有形固定資産	1,925	固定負債	3,532
建物	122	長期借入金	2,413
機械及び装置	26	資産除去債務	31
工具、器具及び備品	32	繰延税金負債	590
建設仮勘定	1,743	退職給付引当金	81
無形固定資産	473	役員報酬BIP信託引当金	155
ソフトウェア	429	その他	260
ソフトウェア仮勘定	8	負債合計	49,218
その他	36	(純資産の部)	
投資その他の資産	26,094	株主資本	25,888
投資有価証券	2,738	資本金	11,137
関係会社株式	12,422	資本剰余金	10,512
関係会社出資金	4,501	資本準備金	10,512
関係会社長期貸付金	1,575	利益剰余金	4,393
敷金及び保証金	2,871	利益準備金	22
デリバティブ債権	1,950	その他利益剰余金	4,371
その他	46	繰越利益剰余金	4,371
貸倒引当金	△9	自己株式	△155
資産合計	76,608	評価・換算差額等	1,501
		その他有価証券評価差額金	23
		繰延ヘッジ損益	1,478
		純資産合計	27,390
		負債・純資産合計	76,608

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		88,526
売上原価		86,907
売上総利益		1,618
販売費及び一般管理費		3,577
営業損失		△1,958
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	2,000	
受取保証料	42	
為替差益	53	
その他	9	2,179
営業外費用		
支払利息	43	
支払手数料	9	
固定資産除却損	32	
デリバティブ損失	618	
その他	0	705
経常損失		△484
特別損失		
関係会社株式評価損	317	317
税引前当期純損失		△802
法人税、住民税及び事業税	5	
法人税等調整額	△0	5
当期純損失		△807

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

イーレックス株式会社
取締役会 御中PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塩谷岳志	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善場秀明	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーレックス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーレックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

イーレックス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塩谷岳志	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善場秀明	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーレックス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

イーレックス株式会社	監査役会
常勤社外監査役 立 木 恒 雄	⑨
社 外 監 査 役 長 内	透 ⑨
社 外 監 査 役 古 城	誠 ⑨

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまへの適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的かつ継続的な配当をしていくことを会社の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期連結業績、今後の事業展開及び設備投資等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額1,064,574,630円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月23日

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しにより取締役を2名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1 再任	ほんな　ひとし 本名　均 (1948年10月28日)	1973年 4 月 東亜燃料工業株式会社（現ENEOS株式会社）入社 1997年 4 月 同社事業計画部部長 2000年 4 月 当社代表取締役副社長 2012年 4 月 イーレックスニューエナジー株式会社取締役（現任） 2014年 7 月 イーレックスニューエナジー佐伯株式会社代表取締役社長 2015年 8 月 佐伯バイオマスセンター株式会社代表取締役社長 2015年 9 月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エパーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2015年 9 月 イーレックス販売3号株式会社（現エパーグリーン・マーケティング株式会社）代表取締役社長 2016年 4 月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役 2016年 6 月 当社代表取締役社長（現任） 2016年10月 豊前バイオマスセンター株式会社代表取締役社長 2017年 6 月 EREX SINGAPORE PTE. LTD.取締役 2017年 7 月 沖縄うるまニューエナジー株式会社代表取締役社長（現任）	204千株
(取締役候補者とした理由) 創業間もない2000年に当社の代表取締役に就任して以来、約20年間にわたり当社グループの経営を指揮し、当社業務に精通しております。また、2016年からは代表取締役社長として強いリーダーシップで当社グループを牽引し、当社グループを飛躍的に成長させてまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与できると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	やすなが たかのぶ 安永 崇伸 (1971年12月16日)	1994年 4 月 通商産業省（現経済産業省）入省 2010年 6 月 同省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長 2011年11月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電気事業制度企画調整官 2014年 7 月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課制度企画総括調整官 2015年 7 月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 2016年 7 月 同省経済産業政策局産業組織課長 2018年 6 月 当社社外取締役 2018年 6 月 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス社外取締役（現任） 2019年 6 月 当社常務取締役（現任） 2020年11月 EREX (CAMBODIA) CO., LTD.取締役[取締役会議長]（現任）	—
再任	（取締役候補者とした理由） 通商産業省（現経済産業省）に入省して以来、長くエネルギー分野の業務に携わり、豊富な業務経験とエネルギー分野全般における深い知見を有しており、当社の常務取締役就任後は当社グループの経営企画部門を主導してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。		
3	さいとう やすし 斉藤 靖 (1971年11月23日)	1995年 4 月 昭和シェル石油株式会社入社 2001年10月 当社入社 2008年10月 当社事業開発部長 2015年10月 当社執行役員事業開発部長 2016年 7 月 当社執行役員経営企画部長 2018年 4 月 当社執行役員営業部長 2018年 6 月 当社取締役営業部長 2018年 6 月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2018年 6 月 株式会社沖縄ガスニューパワー代表取締役専務取締役 2019年 3 月 当社取締役営業部長兼エネルギー市場部長 2019年 6 月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバーグリーン・リテイリング株式会社）代表取締役社長 2019年10月 当社取締役営業部長 2020年 6 月 ズームエナジージャパン合同会社（現ティードッシュ合同会社）職務執行者（現任） 2020年 7 月 当社取締役人事部長（現任） 2021年 3 月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役（現任）	72千株
再任	（取締役候補者とした理由） 当社に入社して以来、事業開発、経営企画、営業等の業務に携わり、豊富な業務経験とエネルギー業界における深い知見に基づき、当社事業の発展と売上伸長に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4 再任	たなか としみち 田中 稔道 (1971年10月25日)	1994年 4 月 株式会社メイタン・トラディション入社 1999年10月 日短エクスコ株式会社（現日短キャピタルグループ株式会社）入社 2000年 3 月 当社入社 2008年10月 当社営業部長 2015年 6 月 当社執行役員営業部長 2015年 9 月 イーレックス販売3号株式会社（現エバーグリーン・マーケ ティンク株式会社）取締役 2015年10月 イーレックス・スパーク・マーケティング（現エバーグリー ン・リテイリング株式会社）株式会社取締役 2018年 4 月 当社上席執行役員エネルギー市場部長 2019年 3 月 エバーグリーン・マーケティング株式会社代表取締役社長（現任） 2019年 6 月 当社取締役（現任） 2020年 7 月 エバーグリーン・リテイリング株式会社代表取締役社長（現任） 2021年 3 月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役（現任）	42千株
（取締役候補者とした理由） 当社に入社以来、営業、エネルギー市場に係る業務に携わり、豊富な業務経験とエネルギー業界における深い知見に基づき、当社事業の発展と売上伸長に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。			
5 再任	かくた ともき 角田 知紀 (1964年7月14日)	1989年 4 月 東亜燃料工業株式会社（現ENEOS株式会社）入社 2005年 1 月 同社和歌山工場技術部長 2011年 4 月 同社執行役員広報渉外本部長 2013年 3 月 同社執行役員和歌山工場長 2016年 1 月 KHネオケム株式会社執行役員経営企画本部長 2018年10月 当社入社 2018年10月 当社経営企画部長 2019年 6 月 当社取締役人事総務部長 2019年 6 月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役 2019年11月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバ ーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2020年 6 月 当社取締役（現任） 2020年 6 月 佐伯バイオマスセンター株式会社代表取締役社長（現任） 2020年 6 月 豊前バイオマスセンター株式会社代表取締役社長（現任） 2020年 7 月 EREX SINGAPORE PTE. LTD.取締役（現任）	—
（取締役候補者とした理由） 長年のエネルギー業界における経験に基づく高い識見を有しており、当社においては経営企画部長及び人事総務部長として当社事業の発展に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	たむら まこと 田村 信 (1966年7月23日) 取締役在任年数：7年5ヶ月	1990年4月 野村證券株式会社入社 2009年10月 株式会社四条代表取締役社長（現任） 2014年1月 当社社外取締役（現任）	—
再任			
社外			
独立	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。引き続き当社グループの経営戦略等に有益な助言を頂くことで、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を期待できると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。		
7	もりた みちあき 守田 道明 (1949年3月7日) 取締役在任年数：3年	1972年4月 日本銀行入行 1999年5月 同行業務局長 2003年6月 アクセンチュア株式会社金融営業本部長 2006年5月 上田八木短資株式会社代表取締役社長 2014年5月 同社取締役相談役 2016年5月 同社相談役 2018年5月 同社顧問 2018年6月 当社社外取締役（現任）	—
再任			
社外			
独立	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。引き続き当社グループの経営戦略等に有益な助言を頂くことで、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を期待できると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。		
8	きむら しげる 木村 滋 (1948年2月18日) 取締役在任年数：2年	1971年7月 東京電力株式会社入社 2001年6月 同社電力契約部長 2003年6月 同社取締役営業部担任兼電力契約部長 2004年6月 同社執行役員販売営業本部副本部長 2005年6月 同社常務取締役販売営業本部副本部長 2007年6月 同社取締役副社長販売営業本部長 2010年6月 同社取締役 2010年6月 電気事業連合会副会長 2016年3月 東亜石油株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任）	—
再任			
社外			
独立	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長年の電力業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。引き続き当社グループの経営戦略等に有益な助言を頂くことで、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を期待できると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。		

- (注1) 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分相当数は含めておりません。
- (注2) 本名 均氏は、当社の子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社の代表取締役であり、当社と当該子会社の間には業務委託契約があるため、特別の利害関係があります。
- (注3) 田中 稔道氏は、当社の子会社であるエバーグリーン・マーケティング株式会社及びエバーグリーン・リテイリング株式会社の代表取締役であり、当社と当該子会社の間には電力卸等の取引があるため、特別の利害関係があります。
- (注4) 本名 均氏及び田中 稔道氏以外の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案でお諮りする取締役候補者の全員は、既に当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合は引き続き被保険者となります。なお、保険料は、特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
- (注6) 田村 信氏、守田 道明氏及び木村 滋氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
- (注7) 社外取締役候補者の在任年数は、本総会終結の時における期間となります。
- (注8) 当社は、田村 信氏、守田 道明氏及び木村 滋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また当社は、三氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- (注9) 当社は、田村 信氏、守田 道明氏及び木村 滋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また当社は、三氏の再任が承認された場合は、引き続き三氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 立木 恒雄氏は辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
かたおか ひでき 片岡 秀樹 (1960年4月12日) 新任 社外 独立	1986年 4月 阪和興業株式会社入社 2014年 4月 同社東京本社鋼板建材部長 2015年 4月 同社理事鋼板販売・鋼板建材・新潟支店担当 兼 東京本社鋼板建材部長 2017年 4月 同社執行役員東京鋼板販売・鋼板建材・鋼管販売・薄板・新潟支店担当 2019年 4月 同社執行役員木材部門・機械担当 2021年 4月 同社執行役員（現任）	—
(社外監査役候補者とした理由) 長年、商社に勤務され広範なビジネス経験に基づく高い識見と経営者として経営全般に亘る幅広い知見を有しておられます。これらの識見等を取締役意思決定及び業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保への貢献が期待できると判断しましたので、社外監査役として適任であると考えております。		

(注1) 片岡 秀樹氏は、新任の監査役候補者であります。

(注2) 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注3) 同氏は、社外監査役候補者であります。

(注4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案でお諮りする同氏が選任された場合には、被保険者となります。なお、保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

(注5) 当社は、同氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

(注6) 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

1. 取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬変更の目的及び理由

当社の取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び株式報酬により構成され、基本報酬及び賞与の報酬限度額として、当社が東京証券取引所マザーズへ上場する以前、2014年1月16日開催の臨時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております（以下、当該金額を「報酬限度額」といいます。）。

また、株式報酬につきましては、2016年6月24日開催の第18期定時株主総会において、上記の取締役の報酬限度額とは別枠で、BIP信託（BIP：Board Incentive Plan）を用いた業績連動型の株式報酬制度（以下「現制度」といいます。）をご承認いただいております。

今般、株式報酬に関する見直しを行い、現制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたいと存じます。

本制度の導入は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本総会において当該報酬の支給につき、ご承認をお願いするものであります。

本議案が承認可決されることを条件に、現制度については、今後、追加拠出を行わないものとし、残存する当社普通株式等の交付等が完了次第、終了することといたします。

なお、本制度の導入は、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めること、並びに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的として行うものであります。また、下記2（2）に定める各事業年度において割当てる譲渡制限付株式数の上限が発行済株式総数に占める割合は、年約0.4%（10年間に亘り当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は約4%）となり、希薄化率は軽微であることから、当社といたしましては、本制度の導入は相当であると考えております。

本議案のご承認が得られた場合には、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」について、本議案に基づき改定する予定であります。

また、現在の当社取締役は10名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

2. 本制度の概要

（1）譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額及び払込み

当社が、本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の取締役の報酬限度額とは別枠で、年額2億円以内といたします。

当社は、対象取締役に対し当社取締役会決議に基づき、当該年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることといたします。

なお、当該割当てに係る1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当該取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資による払込みに同意していること及び下記（３）の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給することといたします。

（２）譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の総数は、20万株を上限といたします。

ただし、本議案の決議日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数を調整することが必要となる場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

（３）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、その譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社定時株主総会開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において、下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社定時株主総会の開催日まで継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が、当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

× ₴

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the entire width of the page. There are no margins, text, or other markings present.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

× ₯

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 ベルサール東京日本橋 4階 ルームC・D・E
東京都中央区日本橋2丁目7番1号 東京日本橋タワー

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

なお、駐車場、駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。



交通のご案内

「日本橋駅」地下 B6出口直結

東京メトロ 銀座線・東西線

都営地下鉄 浅草線

「東京駅」八重洲北口 徒歩10分

J R各線



<お願い>

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、株主総会にご出席される場合はマスク着用をお願いいたします。

また、当社役員及び運営スタッフはマスク着用にて対応させていただきますので、予めご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。